

震災廃棄物の安全性と受入（広域）処理の課題

1. はじめに

福島県にある放射能汚染廃棄物物質は扱わない。

岩手県、宮城県の放射能汚染を含む震災廃棄物（ガレキ）を対象とする。

東日本大震災と阪神淡路大震災の比較

	東日本大震災(2012.3.11)	阪神淡路大震災(1995.1.17)
マグニチュード	9.0	7.3
被災地域	約 500km	約 30km
死者・行方不明者	1 万 9312 人	6437 人
被害額	16.9 兆円	9.9 兆円
災害廃棄物量	2247 万 t	1450 万 t (+550 万 t)
津波堆積物	1300 万～2800 万 t	—

岩手県 11 年分、宮城県 19 年分（例えば、石巻市：73 年分）→→広域処理が進められている。

ヘドロの堆積（岩手、宮城、福島、茨城の 4 県）：1000～1600 万 t（毎日新聞 2011.6.11）

ガレキその他の廃棄物は放射能汚染、有害物質汚染されている。

2. 東日本大震災の廃棄物（ガレキ）発生と処理の概要

（1）震災廃棄物の広域処理の現状

	災害廃棄物等推計量	災害廃棄物推計量(A)	広域処理希望量(B)	広域処理の割合	放射線濃度セシウム合計値
岩手県	525 万 t(130 万 t)	395 万 t	42 万 t(11 万 t)	10.6%	陸前高田市 31～590Bq/kg 大槌町 61～500Bq/kg
宮城県	1883 万 t(672 万 t)	1200 万 t	124 万 t(93 万 t)	10.6%	石巻市 35～209Bq/kg 岩沼市 62～1330Bq/kg

（ ）内は津波堆積物

・受入対象物：木くず、可燃物、災害廃棄物、畳、可燃系混合廃棄物など

（2）放射性物質の汚染

・指定廃棄物とは、放射能濃度が 8,000Bq/kg を超える、放射性物質汚染対処特措法（以下、特措法という）（平成 23 年 8 月 30 日に国が公布）に基づき環境大臣が指定する廃棄物。

・IAEA（国際原子力機関）基準のクリアランス制度により、原子力発電所の事業所内から出た廃棄物は、1 kg 当たり 100Bq 以上は、特別な管理下に置かれ、低レベル放射性廃棄物処分場に厳格に管理されている。

・しかし、震災後は当初福島県内限定の基準として出された 8000Bq（IAEA の 80 倍）が、広域処理の基準とされ、自治体がそのまま埋立ても良いことになる。

環境省は、「IAEA（国際原子力機関）は 8,000 ベクレル/kg 以下の廃棄物を追加的な措置なく管理型処分場で埋立処分することは、既存の国際的な方法論と完全に整合性がとれている」と評価している。

これに対して、例えば、徳島県は、「県民の安心・安全を何より重視しなければならないことから、一度、生活環境上に流出すれば、大きな影響のある放射性物質を含むがれきについて、十分な検討もなく受け入れることは難しいと考えております」としている。

・焼却灰の放射線濃度：8000Bq/kg は、焼却前の濃度で考えると 240～480Bq/kg となる。

・ダブルスタンダードとなっている。

・バグフィルターのパフォーマンス（除去率は確かでない。）

(3) 有害化学物質等の汚染

- ・アスベスト
- ・重金属（ヒ素、クロム、水銀、
- ・有害化学物質
- ・ダイオキシン類
- ・塩化ビフェニール 等で汚染されている。

(4) 廃棄物処理の優先順位

- ・ガレキ処理は全体の復興からみるとそれ程優先順位は高くない。
- ・雇用の確保、促進（78.8%）、原発事故収束、被害補償、除染（64.0%）、住宅の確保（60.9%）、こころの傷のケア（69.2%）：朝日新聞 2012.2.6
- ・処理を受け入れることは「良いこと」という思い込みがある。

3. 廃棄物（ガレキ）は広域処理するべきか否かーNIMBY 症候群であるのかー

十分な情報公開がなされて NIMBY 症候群と批判されるべきである。

今回の事態では十分な情報開示はなされていない。

(1) 広域処理政策の作成過程の情報公開

- ・災害廃棄物安全評価委員会の議事録等が十分公開されていない。

(2) 国民は NIMBY 症候群になるのか

内閣府の環境問題に関する世論調査の Q11 「回答票 9」では、
「東日本大震災により大量のがれきなどの災害廃棄物が発生し、被災地のみでその処理を迅速に進めることが困難な状況です。このため、政府は、放射性物質が不検出または低く、安全性が確認された岩手県及び宮城県の災害廃棄物の一部について、被災県以外で処理を行う広域処理を推進しています。あなたは、東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理を進めるべきだと思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- ・進めるべきだと思う 63.5%
- ・どちらかといえば進めるべきだと思う 24.8%
- ・どちらかといえば進めるべきだと思わない 5.0%
- ・進めるべきだと思わない 3.9% 」

と、東日本大震災で発生した災害廃棄物（震災がれき）を被災地以外で受け入れる広域処理について、「進めるべきだ」とする人が 88.3%を占めた。「進めるべきだとは思わない」は 8.9%だった。

圧倒的に広域処理は進めるべきと答えている。質問文に正確に情報公開していないことが書かれていけば誘導的になっていると思われる。

この結果等から、広域処理に反対する住民は、NIMBY 症候群(not in my back yard)に陥っていると判断することは極めて危険である。

・全国の都道府県知事の広域処理アンケート調査（共同通信：2012 年 4 月 10 日）：岩手、宮城、福島 の 3 県を除く。

放射性物質について安全性が確保されていると回答したのは 9 知事だけで、懸念があるとした知事は 10 自治体、判断できないとしたのは 15 自治体に上っている。

市町村に対する広域処理の協力呼びかけは 23 の自治体の知事が行っている。

また、国の基準とは別に独自の基準を策定しているとした。

以上のように、広域処理に関する合意の形成には至っていないと思われる。

- ・通常の受益権と受苦権の重なり合いと分離という問題にはならないと思われる。

広域処理の受け入れは、お手伝い、協力、絆を見える形にする、頑張れというメッセージ等になり、本来なら受苦となるものであるが、そうになっていない場合がある、

一方で、北九州市のように受苦地域になっている見られる地域もある。

受苦を受けた側には、さまざまな調整方法があるが、今回の広域処理では全額国庫補助となっている。

補助金は、処理費用の全額、総額の数%が事務費として支給、清掃工場の固定費補助、処分場についても補助が受けられるようになっている。

補助金の性格からは広域処理の受け入れは受苦権の認識はほとんどないと思われる。

(3) 広域処理の必要性・安全性・妥当性

- ・国は、震災廃棄物は放射性物質があつたとしても、安全に焼却処理できるとしている。
- ・コストについては輸送費などの詳細な計算は行わず、これも妥当としている。

処理コストは石巻市（426 万 t：73 年分）で 7 万円/t、これに対して東松島市（419 万 t）では 1 万円/t と 7 倍の差がある。これは分別の徹底と書類の点検不備が原因となっている。

地域でのコスト差をこれから検証していく必要がある。

(4) 広報・PR 活動と住民への説明責任

広報が丸投げの高額な委託事業となっている。

- ・災害廃棄物の広域処理の広報業務 15 億円
- ・災害廃棄物の除染の広報業務 15 億円

30 億円

4. おわりに—震災廃棄物処理のあり方

(1) 焼却主義の脱却と埋立長期管理型利用への展開

- ・日本は 7 割以上を焼却処分、焼却以外の方法も提案されているので比較検討とするべきである。
- ・被災地の自治体の中や、民間の研究機関などで、ガレキの放射性物質の汚染がある廃棄物はきちんと責任のある監視下で大堤防を構築しようという提案がある。
- ・農林水産省は分別・無害化し安全が確保された再生資材を盛土材にして活用した海岸防災林の復旧・再生事業も提案されている。
- ・本当の意味のエコタウンを目指すべきである。

(2) 住民合意形成と情報公開

- ・基準決定のプロセスをみせるべきである。
- ・とにかくわかりやすい説明をするべきである。

(3) 本当のがれき処理の遅れは、復興プランそのものが進んでないことが挙げられる。

- ・脱原発の住民意見の分布：8~9 割程度廃止、政府は再稼働の意向であるが、どのような未来があるのか、バックキャスト法で描き出す必要がある。

(4) 責任体制の明確化

- ・復興予算 19 兆円は妥当なものであるか—関連のない事業に予算化しているケースが多くある。

NHK(2012.9.9)では 9.2 兆円の復興予算のうち、2 兆 4500 万円が直接には関係ないとしたデータ。

これから震災がれき処理 1 億円の予算配分・執行過程も検証する必要がある。

- ・国と東京電力の処理責任：国が全面的な責任を持つべきである。
- ・誰がどんな根拠で、一般廃棄物処理・廃棄性廃棄物処理と指定廃棄物（特措法）の区分（基準）を設けるのかははっきりしておく必要がある。

（５）科学的合理性と社会的合理性の対立から相互補完へ

参考資料 -

北九州市での広域処理を巡る動き（読売新聞 2012 年 8 月 8 日等を参考）

2011 年	3 月 11 日	東日本大震災発生
2012 年	3 月 19 日	北九州市議会で市に受け入れを求める決議
	21 日	北橋市長が受け入れ検討を表明
	25 日	細野環境相が市長に受け入れ要請
	5 月 22 日	試験焼却用がれき搬入。妨害した 2 人逮捕。翌日から焼却。
	31 日	有識者による検討会が「市の処理手順は安全」と宣言
	6 月 1 日	市長が環境相に風評被害対策要望。
	6 日	タウンミーティング開催。以降、全 7 回で説明会実施。
	10 日、11 日	市長が宮城県訪問。
	20 日	市長が受け入れを正式決定。
	7 月 19 日	処理関連経費を含む補正予算案を可決。
	8 月下旬	がれき受け入れ開始予定。（9 月 6 日に搬入始まる。）

がれき広域処理アンケート（共同通信：2012 年 4 月 10 日）：岩手、宮城、福島を除く。）

問 1 放射性物質について安全性が確保されているか

- 確保されている
×懸念がある
△判断できない
◇その他

問 2 市町村に対する広域処理の協力呼び掛け

- 呼び掛けしている
△検討している
×予定ない 一回答せず
◇その他

問 3 国が示した広域処理ガイドラインとは別に独自の基準を策定するかどうか

- ◎策定した
○検討している
×予定はない
△分からない
一回答せず
◇その他

	問 1	問 2	問 3		問 1	問 2	問 3
北海道	○	○	◎	京都	△	○	◎
青森	×	○	×	大阪	◇	○	◎
秋田	○	○	◎	兵庫	×	○	◎
山形	◇	○	◎	奈良	◇	△	◇
茨城	△	△	○	和歌山	×	◇	◎
栃木	○	○	△	鳥取	△	○	◇
群馬	○	○	○	島根	△	○	△
埼玉	○	○	◎	岡山	△	○	△
千葉	◇	◇	×	広島	△	◇	△
東京	○	◇	◎	山口	×	◇	×
神奈川	◇	△	○	徳島	×	×	×
新潟	×	◇	△	香川	△	○	◇
富山	×	○	○	愛知	△	△	△
石川	◇	○	◇	高知	△	◇	△
福井	◇	—	—	福岡	×	○	△
山梨	△	○	×	佐賀	△	◇	◇
長野	◇	—	—	長崎	×	○	○
岐阜	△	◇	◇	熊本	◇	◇	◇
静岡	○	○	◎	大分	△	○	○
愛知	×	○	○	宮崎	△	◇	△
三重	△	◇	○	鹿児島	◇	×	◇
滋賀	○	○	◎	沖縄	○	△	△